

## 実力完成答練第2回

(3) 山林所得に係る収入金額等

- ① 山林 f (昭和62年取得) の伐採による収入金額 5,507,500円  
山林 f に係る伐採費等の必要経費 2,800,000円
- ② 山林 g (平成24年取得) の譲渡による収入金額 7,400,000円  
山林 g に係る譲渡費用等の必要経費 5,800,000円

(注1) 確定申告書において山林所得の金額の計算上控除すべき必要経費は、原価計算による方法により計算されている。

(注2) 山林 g は a 土地と共に国に譲渡したもの (平成30年6月4日) で、租税特別措置法第33条の4に規定する譲渡である旨の証明がなされており、また、確定申告書の特例条文欄に租特法33の4に記載されている。

収用

山林所得	2,207,500	(1) $5,507,500 - 2,800,000 - 500,000 = 2,207,500$
		(2) $7,400,000 - 5,800,000 - \overset{\text{※}}{1,600,000} = 0$ (収用の特別控除 [2])
		※ $7,400,000 - 5,800,000 = 1,600,000 \leq 50,000,000$
		∴ 1,600,000 (収用①)

租特法30が概算経費控除である  
(収入金額 - 譲渡経費) × 50% + 譲渡経費

【資料Ⅲ】 甲の前年以前の状況

平成29年10月に災害により山林 (保有期間20年) につき損害が生じたことに基因して純損失の金額が生じており、2,268,500円の純損失の繰越控除額が生じている。

なお、純損失の繰越控除に関する手続は適法に行っている。

[2] 課税標準		
総所得金額	1,200,000	(1) $2,207,500 - 2,268,500 = \Delta 61,000$ ∴ 0 (繰越控除の順序 [2])
長期譲渡所得の金額	100,866,500	(2) $121,000 + 110,000 + 1,030,000 - 61,000 = 1,200,000$
山林所得金額	0	
合計	101,866,500	

山林所得金額の前算上  
生じた損失の全額



(6) 支払生命保険料 (平成21年契約)

190,000円

(うち個人年金保険料 80,000円)

生命保険料控除	70,000	(1) 一般 $190,000 - 80,000 > 70,000 \therefore 35,000$
		(2) 個人分 $80,000 > 70,000 \therefore 35,000$
		(3) $(1) + (2) = 70,000$ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span>

新  $\Rightarrow$  平成24.1.1 以後

新生命保険 西がうん

旧  $\Rightarrow$  平成23.12.31 以前

(3) 配当控除額		(3)	
県民税	726	$121,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 0.6\% = 726 \\ 0.8\% = 968 \end{array} \right\}$	[2]
市民税	968		
(4) 寄附金税額控除		(4)	
県民税	221,031	① $800,000 + 500,000 = 1,300,000 \leq 101,866,500 \times 30\% \therefore 1,300,000$	
市民税	331,547	$(1,300,000 - 2,000) \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 51,920 \\ 6\% = 77,880 \end{array} \right.$	
		② $338,000 - 50,000 = 288,000 \therefore 84.895\%$	
		$(500,000 - 2,000) \times 84.895\% \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 169,110.84 \\ \frac{3}{5} = 253,666.26 \end{array} \right.$	
		県 $169,110.84 > (1,010,860 - 1,000) \times 20\% = 201,972 \therefore 169,110.84$	
		市 $253,666.26 > (1,516,290 - 1,500) \times 20\% = 302,958 \therefore 253,666.26$	
		③ $\text{①} + \text{②} = \left\{ \begin{array}{l} 221,031 \\ 331,547 \end{array} \right\}$	[2]
(5) 配当割控除額		(5)	
県民税	6,540	$327,000 \times 5\% = 16,350$	
市民税	9,810	$16,350 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 6,540 \\ \frac{3}{5} = 9,810 \end{array} \right\}$	[2]
(6) 所得割額			
A 県民税	781,563		
B 市民税	1,172,465	(6) (1)-(2)-(3)-(4)-(5)	
(7) 均等割額			
A 県民税	1,500		
B 市民税	3,500		
(7) 県民税及び市民税の額			
A 県民税	783,000		
B 市民税	1,175,900	} (百円未満切捨)	

調整控除以外は  
考慮する必要は  
ない